

重 要

令和4年度後期授業料免除について

※本件は、国立高専機構による授業料免除です。専攻科2年生を除き、下記の特別な理由がなく、後期から新たに申請する本科4、5年生、専攻科生は、別途通知の「日本学生支援機構の給付奨学金に付随する修学支援制度による授業料減免」に申請してください。

※「就学支援金制度」を利用している本科1～3年生は、下記特別な理由がなければ本件は対応不要です。

1. 対象者

1) 専攻科2年生で以下のいずれかに該当し、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

- ① 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ② 高等教育の修学支援新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

2) 次の①又は②に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生の前期分免除のみ入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

※ここでいう風水害等の災害には、新型コロナウイルス感染症の影響を含みます

- ② ①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

3) 次の①～④に該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

【対象学年：1～3年】

- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者 **【対象学年：1～3年】**

- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

2. 申請書類配付

9月7日（水）から10月5日（水）まで学生課学生支援係窓口で配付

3. 申請書類受付

申請期限：10月24日（月）17時（厳守） 受付場所：学生課学生支援係窓口
申請書類は、学級担任（専攻長）に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

4. 留意事項

- ① 免除不許可となり免除されない場合がある。また、半額免除となる場合がある。
- ② 審査のうえ、免除許可又は不許可を、申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので、申請に際しては、申請期間に十分留意すること。

（担当：学生課学生支援係 電話：018-847-6020（平日9:00～16:00））